

意見書案第 4 号  
令和 7 年 6 月 2 0 日

長岡京市議会議長

白 石 多津子 様

発議者 小 原 明 大  
富 田 達 也  
住 田 初 恵  
二階堂 恵 子  
広 垣 栄 治  
中 村 歩

意見書の提出について

「学会議法人化法」の撤回を求める意見書（案）  
を議会の議決をもって、それぞれあて先に提出されたく提案します。

「学術会議法人化法」の撤回を求める意見書（案）

今月成立したいいわゆる「学術会議法人化法」について、学術会議総会声明は「科学者としての決意が表現された法律から、国、政府の側から見た学術への期待を表現する法律に変質させている」と指摘している。歴代会長6氏は「日本の学術の終わりの始まりになりかねない」と声明し、百をこえる学会決議や、全国過半数の弁護士会声明、そして少なくない国民から撤回を求める声があがっている。

「法人化法」は、「科学者の総意の下に」「わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献する」という現行法の前文を削除した。戦前の日本において学術が政治に従属させられ、戦争遂行に加担したことへの痛苦の反省のもと、「学問の自由」を保障する憲法に立脚して、科学者の総意の下に平和的復興への貢献を使命とした戦後の出発点を消し去ることは許されない。

新組織は特殊法人として主務大臣の監督の下に置かれ、①首相任命の監事を置き業務を監査、②内閣府に置く評価委員会が活動に意見を述べる、③外部者でつくる会員選定助言委員会の意見を聞いて会員候補を選定する、としている。学術会議が独立どころか幾重にも政府の管理下に置かれ、政府の意向に沿って活動する組織になりかねない。「科学者の代表機関」として「独立して職務を行う」という現行制度の根幹を掘り崩すものである。歴代会長6氏の声明は、「日本学術会議のアカデミーとしての地位の失墜及び日本政府の見識への失望を招く」と厳しく批判している。

内閣府担当相が5月9日の法案質疑で「特定のイデオロギーや党派的主張を繰り返す会員は解任できる」などと答弁したことは、憲法の保障する学問の自由、思想信条の自由へのあからさまな干渉と言わざるを得ない。

特殊法人化により現行の国庫負担をなくし、補助金にとどめることも重大である。「財政基盤の多様化」の名による不安定化で、学術会議が自ら国や産業界から資金を集めなければならなくなり、学術会議の発する助言が政府や産業界の意向に沿うものにならざるを得ず、「科学者の代表機関」の役割が失われてしまうことは明らかである。

よって国におかれては、「学術会議法人化法」を撤回し、「平和的復興、人類社会の福祉に貢献する」という現行の学術会議の理念に立ち返り、一層の学術の振興を図られるよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月20日

京都府長岡京市議会

宛先 衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
文部科学大臣